

うるま市告示第210号

うるま市畜産業経営安定支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年11月1日

うるま市長 中村 正人

## うるま市畜産業経営安定支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、国際情勢等の影響に伴う飼料価格の高騰により、経済的な影響を受けている市内畜産農家等の経営安定化を図るため、予算の範囲内において、うるま市畜産業経営安定支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付についてはうるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において家畜飼料とは、牛、豚、鶏、山羊その他の家畜の育成に必要な配合飼料及び穀物由来の単体飼料をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) うるま市に住所を有する畜産農家又は市内に主たる営業所を有する農業生産法人であること。
- (2) 補助金交付後、1年以上継続的な畜産業を営む意思がある者
- (3) 国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- (4) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、家畜伝染病予防法（昭和26年法律166号）その他の関係法令を遵守していること。
- (5) 畜産農家の生産コスト低減等の取組みのうち、令和3年度以降に実施した「新規」での取組み又は令和2年度以前と比較して「増加・拡大」した取組みを合わせ

て3つ以上実施していること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次に掲げる事項に該当するときは、補助対象者としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）が事業主であるとき。
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっているとき。
- (3) 暴力団員が実質的に運営しているとき。
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているとき。
- (5) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の対象となる経費は、申請日の属する年度の4月1日から当該年度の12月31日までの期間に購入した家畜飼料に係る経費とする。

2 補助金の額は、前項の期間に購入した家畜飼料の購入量1トン当たり4,000円以内、かつ、1戸当たり400万円を上限とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、畜産業経営安定支援事業補助金申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 前条の規定する期間内の家畜飼料の購入量が確認できる書類の写し（購入明細書等）

- (3) 完納証明書（市税、県税及び国税）
- (4) 申請者の畜産農家としての営業実態が確認できる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請期限は、申請年度に属する年度の2月15日（当該期日がうるま市の休日を定める条例（平成17年うるま市条例第2号）第1条第1項第1号に定める市の休日となる場合は、その前の開庁日）までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による畜産業経営安定支援事業補助金交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは速やかに交付決定し、畜産業経営安定支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、申請者に対し通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、通知の日から30日以内に畜産業経営安定支援事業補助金交付請求書（様式第4号）により、市長に請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助事業者に対し、畜産業経営安定支援事業補助金交付取消通知書（様式第5号）により第6条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象者に該当しなくなったとき。
- (3) その他補助金の使途が不適当と認められるとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、申請者の当該

取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して、畜産業経営安定支援事業補助金返還請求書（様式第6号）により返還を命ずるものとする。

（証拠書類の保管）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年11月1日から施行する。

（うるま市家畜飼料価格高騰緊急対策支援金給付要綱の廃止）

2 うるま市家畜飼料価格高騰緊急対策支援金給付要綱（令和5年うるま市告示第153号）は、廃止する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

うるま市長様

住 所

氏 名

印

（法人の場合は所在地並びに名称及び代表者氏名）

電話番号

### 畜産業経営安定支援事業補助金交付申請書

うるま市畜産業経営安定支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 ①金\_\_\_\_\_円

※補助金交付申請額は、400万円が上限となります。

交付対象 飼料額 (実績)	4月( )トン	5月( )トン	6月( )トン
	7月( )トン	8月( )トン	9月( )トン
	10月( )トン	11月( )トン	12月( )トン
	トン		
	合計( )トン	× 4,000 円	
	=①_____円	※1トン未満は切り捨て	

2 添付書類

- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 対象月の家畜飼料の購入量が確認できる書類の写し（購入明細書等）
- 完納証明書（市税、県税及び国税）
- 申請者の畜産農家としての営業実態が確認できる書類の写し

(表)

様式第2号（第5条関係）

誓約書兼同意書

私はうるま市畜産業経営安定支援事業補助金の交付を申請するにあたり、申請書の記載内容及び下記事項に偽りがないことを誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、補助金の返還に異議なく応じます。また、下記事項を確認するために、市が必要に応じて関係機関に対し情報の照会を行い、取得することを同意します。

(自署) 年 月 日

住 所 氏 名 印

(法人の場合は所在地並びに名称及び代表者氏名)

要件	チェック欄
補助金交付後、1年以上継続的な畜産業を営む意思があります。	<input type="checkbox"/>
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)、家畜伝染病予防法(昭和26年法律166号)その他の関係法令等を遵守しています。	<input type="checkbox"/>
裏面に記載のコスト低減等の取組みのうち、令和3年度以降に実施した「新規」での取組み又は令和2年度以前と比較して「増加・拡大」した取組みを合わせて3つ以上実施しています。	<input type="checkbox"/>

(裏)

### 畜産農家の生産コスト低減等の取組み

令和3年度以降に実施した「新規」での取組み又は令和2年度以前と比較して「増加・拡大」した取組みを合わせて3つ以上選択。（□に✓を記入）

分類	取組メニュー
疾病・事故率などの低減	<input type="checkbox"/> 事故率低減のため、削蹄の実施
	<input type="checkbox"/> 事故率低減のため、獣医師の指導等による分娩監視
	<input type="checkbox"/> 疾病の低減のため、ワクチンの接種
	<input type="checkbox"/> 分娩監視装置等のＩＣＴ機器の導入
暑熱・寒冷対策による生産性の改善	<input type="checkbox"/> 暑熱・寒冷対策による生産性の改善
地域内の自給飼料の生産・利用の増加	<input type="checkbox"/> 牧草地面積を増やす
	<input type="checkbox"/> 国産牧草（乾草・サイレージ）の給与割合の増加
	<input type="checkbox"/> エコフィード（豆腐粕・醤油粕等）の給与割合を増やす
	<input type="checkbox"/> 耕畜連携等による地域内の飼料の利用
(牛) 分娩間隔の短縮	<input type="checkbox"/> （取組み内容を記載）
(豚) 人工授精を活用した生産コストの削減	<input type="checkbox"/> （取組み内容を記載）
(豚・鶏) 優良系統の導入による生産性の向上	<input type="checkbox"/> （取組み内容を記載）
コスト低減に関する勉強会（講習会）の参加	<input type="checkbox"/> （勉強会・講習会名を記載）
その他	<input type="checkbox"/> （上記に該当しない取組内容を記載）

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月  
日 日

様

うるま市長 印

畜産業経営安定支援事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請がありました、うるま市畜産業経営安定支援事業補助金について、うるま市畜産業経営安定支援事業補助金交付要綱第6条の規定により基づき、下記のとおり交付決定及び確定したので通知します。

記

1. 交付決定（確定）額 金\_\_\_\_\_円

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

うるま市長様

住 所

氏 名

印

(法人の場合は所在地並びに名称及び代表者氏名)

電 話 番 号

### 畜産業経営安定支援事業補助金交付請求書

うるま市畜産業経営安定支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、うるま市畜産業経営安定支援事業補助金について、次のとおり請求します。

記

1. 請求額 金\_\_\_\_\_円

2. 振込先

金融機関名	銀行・農協 労働金庫・信金				本店・支店 出張所			
預金種別	普通	・ 当座	口座番号					
フリガナ								
口座名義								

3. 添付書類

補助金の振込先口座及び口座名義人が確認できる書類の写し

様式第5号（第8条関係）

第  号  
年  月  日

様

うるま市長  印

畜産業経営安定支援事業補助金交付取消通知書

年  月  日付 第  号で交付決定したうるま市畜産業経営安定支援事業補助金について、下記のとおり交付を取り消したので、うるま市畜産業経営安定支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、通知します。

1. 交付取消額 金  円

2. 取消理由

様式第6号（第9条関係）

第  号  
年  月  日

様

うるま市長  印

畜産業経営安定支援事業補助金返還請求書

年  月  日付 第  号で交付決定したうるま市畜産業経営安定支援事業補助金について、うるま市畜産業経営安定支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記の金額を請求します。

1. 返還請求金額 金  円

2. 返還金納入期限 年  月  日

3. 返還方法